

住宅改修の手引き

令和3年8月版

〈目次〉

住宅改修の概要

改修の流れ、対象工事、限度額等についての概要 1

申請と様式記載方法

住宅改修事前申請書 5

住宅改修を必要とする理由書 6

工事費見積書（工事費内訳書） 8

平面図 10

写真貼付台紙 11

建物等の所有者の承諾書 13

住宅改修完了兼支給申請書 15

変更届 16

改修項目

1.手すりの取付 17

2.段差の解消 19

3.滑りの防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料変更 21

4.引き戸等への扉の取替え 23

5.洋式便器等への便器の取替え 25

～応用編～システムバス等の設置 27

理由書作成手数料について 29

参考文献 30

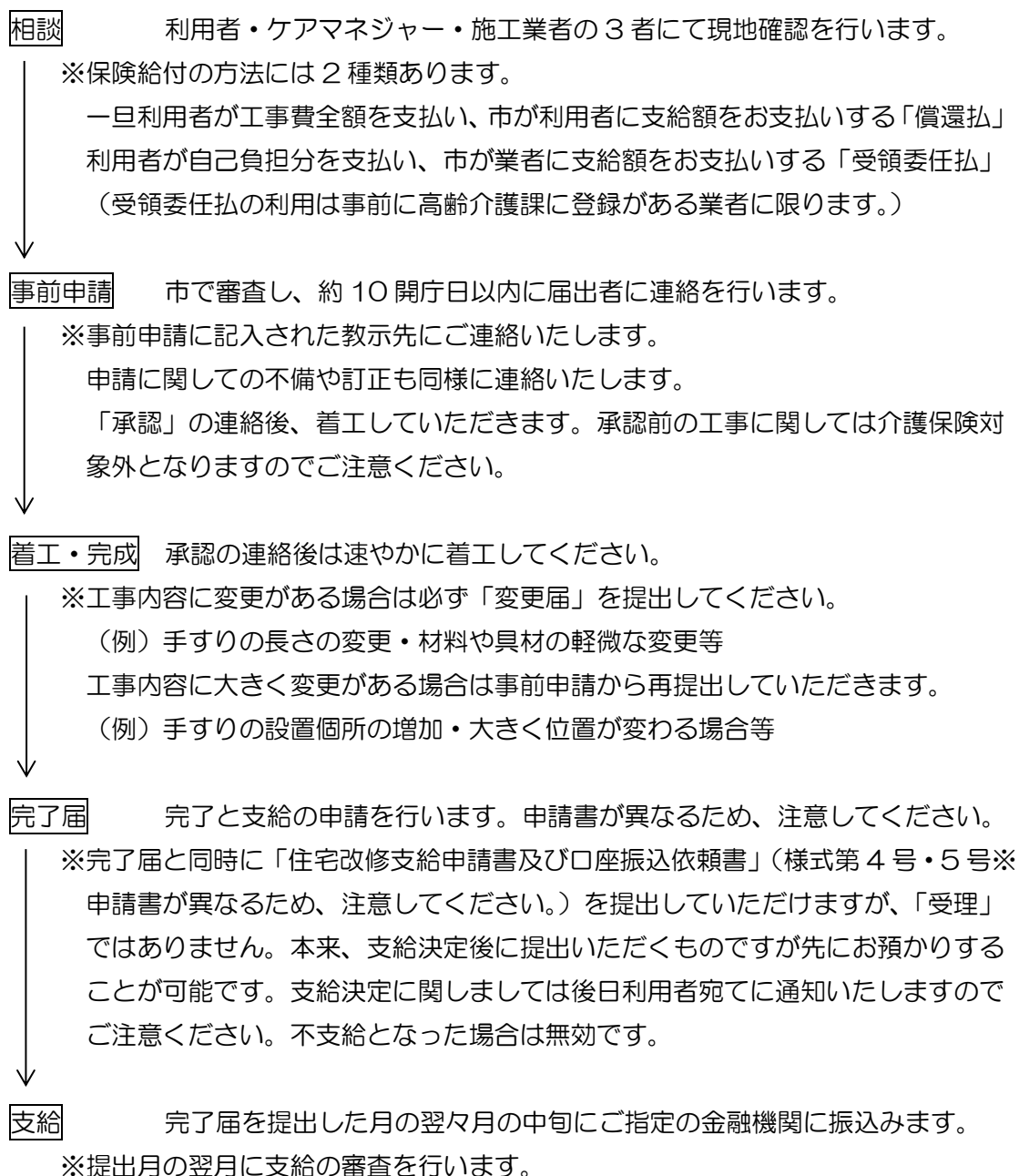
住宅改修の概要

介護保険では、要介護認定等（要介護または要支援）を受けた方が行う、手すりの取付や段差の解消など小規模な住宅改修は、事前に申請を行うことで工事完了後に対象工事費用の9割（または8割・7割の場合）相当分が支給されます。（以下支給額という。）

※ただし、保険料の滞納がある場合この限りではありません。

対象となるのは、法令で定められた改修項目にあるもののうち事前申請を行い、市から着工の承認がおりた工事のみとなります。事前の申請や承認なく工事を行った場合は介護保険給付対象外となりますので、介護保険の住宅改修を希望される場合はご注意ください。1人につき対象工事費用20万円が限度額となります。（限度額までは複数回工事可能）

◎改修の流れ



◎対象工事

厚生労働省の通知において、介護保険の住宅改修には以下のような制約があります。

「被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの」（老企第 42 号）より以下のような改修は対象外とします。

対象外とする理由	例
○小規模とはいいがたいもの 単なる拡張とみなされるもの	→リフォーム、増築、狭いからといった理由の工事
○修繕・補修とみなされるもの	→古いから、壊れているからといった理由
○ADL の範疇から逸脱するもの	→趣味やリハビリに目的のための設置 日常生活に必要な動作のための設置 介護者のためのみに必要な工事 など
○安全性に疑問があるもの	→屋外でタテ/ヨコが 1/8 より急な傾斜のスロープ 写真確認で疑問があれば勾配の確認を行います。

◎対象住宅 以下のどちらとも満たしている必要があります。

- ①住民票のある住宅（介護保険被保険者証に記載の住所）
- ②現に居住する住宅（日常的に起居する住宅）

※①②に関して以下の場合には対象となりません。（状況により相談可）

- ・住民票を置いていない親族等の家（ケアプランで居宅と位置付けていても対象外）
- ・住民票は自宅だが、住宅型有料老人ホーム等に入所中の方の自宅
- ・入院中、入所中の外泊等一時的に滞在するための自宅
- ・ショートステイ（長期利用）や小規模多機能型居宅介護の泊りサービスを常態利用中
- ・同一敷地内（住所は同じ）の親族宅

※長期入院や入所などの予定の方で、それ以前に住宅改修を行うことは必要性に疑義を生じやすいので事前に市に相談してください。

※退院や退所予定の方の在宅復帰を前提とした改修は認めておりますが、在宅復帰が条件です。完了時に条件が満たされていない場合は支給できかねます。

◎限度額のリセット

住宅改修の限度額は1人につき対象工事費用20万円までとなっていますが、以下の場合には限度額が変更（リセット）されます。

①転居リセット 過去に改修を行った住宅から転居した場合

※一時的な移動は転居とはみなしません。転居とは住民票の異動を伴う移動をさします。

※同一の住所に戻った場合の転居リセットは適用されません

(例) A住所で改修→B住所に転居(転居リセット適用)

B住所で改修→再びA住所に転居(A住所での元支給状況が適用)

②3段階リセット 初めて支給を受けた時住宅改修の着工時点の要介護区分と比べて「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合

〈3段階リセット早見表〉

介護の必要の程度	要介護等状態区分	リセット適用の区分
第六段階	要介護5	
第五段階	要介護4	
第四段階	要介護3	
第三段階	要介護2	要介護5
第二段階	要支援2 または 要介護1	要介護4以上
第一段階	要支援1	要介護3以上

※要支援2と要介護1は同一の段階です。

※初めて支給を受けた時住宅改修の着工時点の要介護区分が要介護3以上の場合は3段階リセットは適用されません。

※3段階リセット後要介護区分が下がり、再度3段階以上上がったとしても適用外です。

※限度額のリセットは支給残額があっても適用されます。

※転居リセットと3段階リセットが該当する場合は転居リセットが優先されます。

限度額の残高は、ご本人またはご親族、担当のケアマネジャーや施工業者からのお申し出であれば、電話でもお伝え出来ます。

リセットが適用されるかどうか不明な場合は市に事前にご相談ください。

◎施工業者

償還払で申請する場合、業者の制約はありません(親族施工も可能※要注意)

受領委任払で申請する場合、登録業者のみとなります。(登録の有無は問合せください)

※利用者の状況によっては受領委任払ができないケースもありますのでご注意ください

※親族施工の場合、工賃は給付対象外で部材代のみが対象です。

申請と様式記載方法

◎事前申請

事前申請は、施工予定の住宅改修の内容が介護保険の給付として適切かどうかを確認するために行うものです。事前申請で提出した書類は返却しませんので、必要であれば控えをとっておいてください。

なお、**事前申請の内容を確認後、工事内容の適否を後日お知らせする**という形式となりますので、申請時に即時着工承認するものではありません。そのため、工期まで余裕をもって申請してください。

〈事前申請に必要なもの〉

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書（様式第1号）

②住宅改修が必要な理由書

- *担当ケアマネジャーに依頼してください。
- *有資格者の作成でも可能です。（資格証の控えを添付してください。）
- *住宅改修の支給を受けようとする箇所すべての理由を記載してください。
- ※理由の記載が困難な場合は必要性について十分に検討してください。

③工事費積算書（見積書等）

- *改修箇所ごとの費用の内訳（部材と工賃）が明らかなもの。
- *使用する部材等の定価がわかるカタログや資料、他社からの見積書（特注の場合など）
- *付帯工事やシステムバス設置等の場合、介護保険対象（対象外）が明確な見積書等。

④平面図または見取図

- *改修する階全体の平面図（玄関先やベランダ等関連するフロアも）

⑤工事着工前の写真（完了時は着工後の写真が必要）

- *必ず撮影の日付を入れ込んで撮影してください。
- ※日付の書き込み等は認めません。（12P参照）
- *改修後の状況が判るように油性ペン等で表示してください。
- *荷物や置物など動作の妨げになるものは撤去し、撮影してください。

⑥建物等の所有者の承諾書

- *住宅所有者が本人および親族以外の場合必要です。
- *市・府営住宅等、公的機関が運営している建物でも承諾書が必要です。

☆申請書、様式については次ページ以降に詳細を記載していますので参考にしてください。

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書（様式第1号）

様式第1号

介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書

柏原市長 様

下記のとおり、居宅介護（介護予防）住宅改修の事前申請をします。

令和〇〇年 〇月 〇〇日

申請者 住所 大阪府柏原市安堂町1-55

氏名 柏原 太郎

受付印
受付番号

フリガナ	カシワラ タロウ	保険者番号	272211
被保険者氏名	柏原 太郎	被保険者番号	0000****
生年月日	明・大(昭) 5年 7月 5日	性別	(男) ・ 女
住所	大阪府柏原市安堂町1-55		
住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 家族(本人との関係 長)		
施工予定業者名	〇〇工務店		
届出者	氏名等 〇〇工務店 担当: 〇〇 電話番号 072-123-4567 本人との関係(本人・ <u>施工請負業者</u> ・ケアマネージャー・家族・その他)		
教示先	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 届出者 <input type="checkbox"/> その他(氏名等 連絡先)		
負担割合	1割 <input checked="" type="radio"/> 2割 3割	(本人の負担割合をご確認の上、必ず記入してください)	
介護保険住宅改修の内容 (該当する項目にチェック)	改修箇所・数量等		
<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付	玄関横手すり1本、トイレL字手摺1本、浴槽横手摺、縦手摺各1本		
<input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消	玄関上がりかまちに踏み台(高さ150mm)1台設置		
<input checked="" type="checkbox"/> 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	寝室床面を畳からフローリングに変更		
<input checked="" type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え	トイレ扉を引き戸へ取替え		
<input checked="" type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え			
改修費見積額	220,500円		
添付関係書類	①住宅改修が必要な理由書 ②見積書(メーカーの商品を使用する場合、その商品のパンフレットの写し等裏面に確認できる書類) ③居室内外の平面図(改修箇所全ての部位を図示すること。) ④工事着工前の状態が確認できる書類(撮影日の差込のある写真) ⑤建物等の所有者の承諾書(建物等の所有者が改修を行う被保険者やその家族と異なる場合のみ) ⑥その他()		

届出者は申請に来たものの名前を記述してください。教示先は審査結果をお知らせする連絡先です。

具体的かつ簡潔に記述してください。別紙になっても構いません。

※この申請書は、上記住宅改修の内容等を事前に申請するものであり、支給の申請を行なうものではありません。
 ※上記住宅改修は、柏原市の確認を受けてから施工してください。

②住宅改修が必要な理由書 (P1)

日付が乖離しすぎないこと
確認から作成はひと月以内に行ってください。

<基本情報>

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	作成者	現地確認日	年 月 日	作成日	年 月 日
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)		要支援 1・2	要介護 経過的・1・2・3・4・5				所属事業所			
	住所	必要事項を記入する。 作成者の資格に関して、基本は担当のケアマネジャーが作成してください。 その他住環境コーディネーター2級以上や理学療法士などの有資格者が作成する場合は資格証等の控えを添付してください。							資格	※1	資格証のコピーが必要です※要確認	

保険者	確認日	年
	氏名	

※1 作成者が介護支援専門員でないとき

<総合的状況>

利用者の身体状況	<p>移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況を記述する。 屋内外での移動方法（自立歩行、つたい歩き、介助歩行、歩行器利用等）を記述する。 麻痺や拘縮、疾患による身体状況を記述する。</p>	福祉用具の利用状況と住宅		
介護状況	<p>家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記述する。 利用中・貸与中の福祉用具等、あれば適宜記述する。（右記チェックも利用すること）</p>	改修後の想定	改修前	改修後
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	<p>住宅改修によって利用者・家族は介護状況、ADL、社会参加など、日常生活をどう変えたいと思っているか（特に何を希望しているか）また、その効果を記述する。 場所ごとの説明や効果についてはP2で詳細に記述すること。 趣味のためやリハビリや機能維持のために介護保険の住宅改修はできません。 ※特に階段の手すりを設置する上で、読書、園芸、仏壇へ行く、日用品を取りに上がる、階段での運動等の記載が多いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 		
		福祉用具の購入や貸与を優先して検討してください。 住宅改修でなければならない理由や身体的な状況があれば具体的に記載してください。 支給額は限られていますので十分な検討を行ってください。		

(P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックしたうえで、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)	
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	<p>利用者の状況が詳しく伝わるように記述する。</p> <p>◎身体状況は? ○○により不安定、困難、負担などではなく具体的に記述する。 →ふらつき、つまずき、痛み、荷重、足が上がらない、麻痺、制限等、詳細を絡めて記述する。</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<p>どこに何をすることでどんな効果があり何が改善されるのか。</p> <p>改善方法の記述は「手すり設置」や「段差解消」などではなく「支え」や「つまづかない」のような表現でもよい。</p> <p>一つの項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述しても良いが、省略しすぎてわかりにくくならないように注意する。 特に手すりは1本1本用途が異なるため、位置や向きに関してより詳しく記載すること。</p>	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け (トイレ内 横壁面 L字手すり) () (取付け箇所や施工種類、形状なども記述する。) () <input type="checkbox"/> 段差の解消 (廊下3cm 床上) (トイレ 敷居撤去) () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () () <input type="checkbox"/> その他 () () ()
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入(扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()	<p>◎場所の状況は? つかまるところがない →ないからどんな身体状況になるのか 既存のものがある →なぜ利用できないのか ※老朽化、気に入らない等主旨に沿わない理由は不可 移動が遠い →居室移動できないか、目的の位置を移動できないか</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け () <input type="checkbox"/> 段差の解消 () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりがまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()	<p>◎リスクは? 転倒、痛みの増強、症状の悪化など 全くできない、できるけど危険、介助者がいても危険など</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け () <input type="checkbox"/> 段差の解消 () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
その他の活動		<p>◎リスクは? 転倒、痛みの増強、症状の悪化など 全くできない、できるけど危険、介助者がいても危険など</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け () <input type="checkbox"/> 段差の解消 () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 ()	

③工事費積算書（見積書等）

改修場所	種類※1	写真No	名称 ※2	内容(仕様)	介護保険対象部分			算定根拠
					数量	単価	金額	
			合計					

※1住宅改修の種類 ①手摺の取付 ②床段差解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更 ④引き戸等への扉の付替
 ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他住宅改修に付帯して必要となる改修
 ※2名称は材料費、施工費、諸経費を分けて記載すること

- 支給対象となる住宅改修に係る工事については、その仕様を明記します。
- 各工事、改修箇所、種類、写真No、材料等の名称、仕様、単価、数量等区分して記載します。
- 材工を区分するのが困難な場合を除いて材料費、施工費、諸経費を区分して記載します。
- 介護保険給付対象外の工事を同時に行う場合は、対象工事部分が明確になるように作成します。

※諸経費には現場管理费用や設計費等が含まれます。申請に必要な書類作成費（図面や写真代等）や申請代行手数料、養生費・消耗品費（のこぎりの刃やドライバー等）等の費用は支給の対象になりません

※支給対象となる材料費は、使用したものに限りです。必要以上は支給対象外です。そのため審査の段階で必要数や按分のチェックをいたします。工事全体で算出し対象外工事を含む場合はそれらも按分して対象額を算出します。

（例）13,700円/4,000mm 手すり 1,200mm使用の場合

i) $13,700 \text{ 円} \div 4,000\text{mm} \times 1,200\text{mm} = 4,110 \text{ 円}$ 4,110円以下

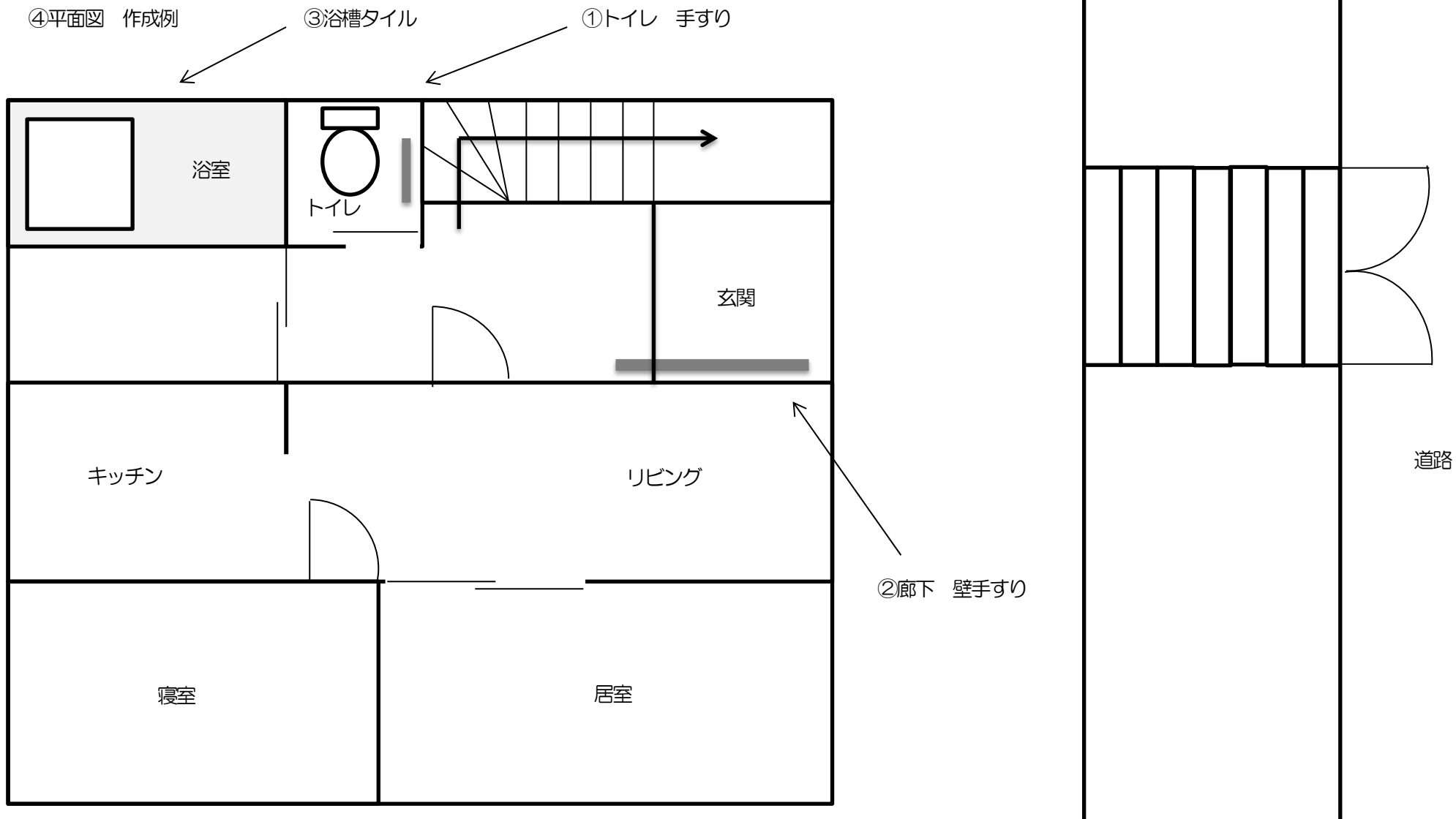
ii) $13,700 \text{ 円} \div 4 \text{ M} = 3,425 \text{ 円 (1M 単価)}$ 単価を3,425円以下で設定
 $\sim 3,425 \text{ 円} \times 1.2\text{M} = \sim 4,110 \text{ 円}$ 4,110円以下

- ※単価は定価以下の金額に設定してください。算出価格の小数点以下は切り捨てです。
- ※特注品(オーダー品)の場合は価格の比較が可能な資料やメーカーの見積書を提出してください。
- ※システムバス設置等の場合、メーカー作成の内訳書を添付し支給対象となる費用が明示された見積書を作成してください。（不明な点は事前に市にご確認ください。）

改修場所	種類※1	写真No	名称 ※2	内容(仕様)	介護保険対象部分			算定根拠	
					数量	単価	金額		
トイレ	①	1	35アッシュ丸棒ティンブル付	400mm ブラウン	400	mm	3,425	1,370	13,700円/4m
			エンドブラケット	BR-12	2	個	1,062	2,124	1,180円/個
			取付工事費	手すり本	1	式	3,000	3,000	
廊下 壁	①	2	35アッシュ丸棒ティンブル付	1000+400+500mm ブラウン	1900	mm	3,425	6,507	13,700円/4m
			エンドブラケット(壁付)	BR-12	2	個	1,062	2,124	1,180円/個
			自在ブラケット	BR-13	2	個	2,750	5,500	3,300円/個
			ブラケット通し	BR-11	1	個	945	945	2,200円/2個セット
			エンドベース	1100mm	1100	mm	4,250	4,675	17,000円/4m
			取付工事費		1	式	5,000	5,000	
浴 室 床	③	3	〇〇タイル	0.9㎡	0.9	㎡	10,800	9,720	10,800円/㎡
			工事費		1	式	6,000	6,000	
			諸経費		1	式	10,000	10,000	
			消費税					5,697	
			合計				62,662		

※1住宅改修の種類 ①手摺の取付 ②床段差解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更 ④引き戸等への扉の付替
⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他住宅改修に付帯して必要となる改修

※2名称は材料費、施工費、諸経費を分けて記載すること



※工事をする階全体の平面図を提出します。階段の場合は上下のフロアの平面図が必要です。

※改修箇所に印をつけて、番号を振って写真や見積書等と連動していただければわかりやすいです。

※動線を確認しますので、改修が必要な場所については、部屋の用途やドア・浴室・トイレ等の位置や向きも重要です。

※外工事の場合は外の細かな間取りの記入は必要ありませんが、概況が分かるようにしてください。(家屋の平面図は必要です。)

説明が必要な場合写真を添付していただくと判断しやすいです。(特に勝手口や車庫などの出入り口になる箇所は注意してください)

⑤写真貼付台紙

○事前申請時

柏原市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修 写真貼付台紙	
被保険者番号	被保険者氏名
(No.) 改修箇所・内容 ()	
改修前	改修前の写真
改修後	(写真貼付箇所)

- 撮影日は写真内に入れ込みます。
○日付機能付きカメラでの撮影
※写真への書き込みは不可
○ボード等に移してこむように撮影

- 写真には改修箇所がわかるように印をします
○油性ペンなどで書き込む。
○撮影時に養生テープ等で印を付ける。
○データで線を入れ込む。

- 荷物や改修後不必要なものは片づけます。
○改修後適切に使える状況を撮影する。
○ホルダー等は移設を検討してください。

※改修予定の位置や場所はなるべく正確に示してください。

※設置位置で問題ないかきちんと動作確認してください。

※必ず工事箇所全体を撮影してください。
特に扉や段差など一枚に収まりにくいものは分けて撮影しても問題ありません。

○完了届提出時

柏原市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修 写真貼付台紙	
被保険者番号	被保険者氏名
(No.) 改修箇所・内容 ()	
改修前	改修前の写真
改修後	改修後の写真

- 事前と同じアングルが望ましいです。
○見にくい場合は分けて撮影してください

- 手すりなどは細かい音材が映るように撮影してください。(部材の個数等全て確認します。)

- 改修後の写真だけでも提出は可能です。

※様式は問いませんが、可能な限り見積書や平面図等、改修箇所がそれぞれ連動するように提出してください。

※事前申請にて認められていない部分は支給の対象外となりますのでご注意ください。

※工事内容に変更がある場合は必ず変更届を提出してください。

※住宅改修費の申請に伴う添付写真についてのお願い

改修前・後の添付写真は、住宅改修費の申請には必ず必要なものです。次の点にご注意ください。

○撮影するときは、可能な限り工事ごとの写真を撮影してください。

→階段に「手すり」と「滑り止め」を設置する場合はそれぞれを撮影してください。

○改修前と改修後の写真は比較が容易にできるように、同方向から周囲の状況を映してください。

○改修の状況が小さくなり分かりにくい場合は、クローズアップした写真を用意してください。

○狭い場所あるいは広い範囲の工事の場合、写真の枚数は問いませんのですべての状況と部材が映るように撮影してください。「工事費積算書」に記載されている部材の数と突合しますので、確認ができない場合は追加で撮影していただきます。

○ものが置いたままの場合（動線上）は、ものがない状態で撮影してください。

○日付機能のないカメラでの撮影は、黒板やボードなどに撮影日を記入してはっきりと読み取れるよう写真に映しこんでください。写真の上からの記入またそのコピー、写真外への記入などは受付できません。

○段差解消や便器の取り替えなどは高さの変更が重要ですので改修の前後で高さの変更が明らかになるようにメジャー等をあてて撮影してください。なお、段差解消については段差が完全になくなる場合や、スロープ状に変更する場合は特に注意してください。撮影例は P20 を参照してください。

○既存の手すりや踏み台、滑り止め等が確認される場合は必要性に疑義が生じることがあります。現状で問題があるのか、部材の再利用はできないかなど含めて検討してください。必要と判断した場合の根拠は理由書でしっかりと記述してください。（福祉用具貸与中も同様）

○写真での確認が不鮮明な場合は撮り直しをお願いしています。複数の職員が確認しますので、窓口での受付後も不備が確認された場合は撮り直しとなります。誰が見てもはっきりとわかる鮮明な写真を撮影してください。

○写真での確認が困難、必要性に疑義が生じた場合は、職員が現地にて確認を行うこともあります。

⑥建物等の所有者の承諾書

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修施工承諾書

私所有の下記建物について、（被保険者）_____氏が介護保険に基づく住宅改修工事を行うことを承諾します。

令和 _____年 _____月 _____日

住宅所有者 住 所

氏 名 印

電話番号

記入・押印が必要です。
所在地の記入
施行条件を選択してください。

記

- 1 対象建物（アパート等の名称、部屋番号まで記入）

所在地：大阪府柏原市 _____

- 2 施工条件（いずれかに○）

	改修後転居する時、現状復帰すること。
	改修後転居する時、現状復帰を免除する。 （住宅所有者は改修費の返還を放棄する。）
	その他（ _____ ）

※住宅所有者が複数人いる場合は、この用紙を全員分提出してください。

住宅所有者が本人および親族以外の場合、提出がなければ受付できません。
屋外の改修を行う場合、土地所有者が本人および親族でない場合も土地所有者の承諾書が必要です。
親族の場合でも必要に応じてご用意ください。
市の標準様式か、住宅（土地）所有者が発行した承諾書を使用してください。

◎事後申請（完了報告・支給申請）

住宅改修が完了すれば、次の書類を提出してください。

〈事後申請に必要なもの〉

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告兼住宅改修費支給申請書（様式第3号）

②工事着工後の状態が確認できる写真

*住宅改修費の申請に伴う添付写真についてのお願いを参照してください（P12）

③当該工事にかかる領収書（原本）

*受領印を押して複写後にお返ししますので必ず原本を提出してください。

*宛名は必ず申請者氏名です。

*自己負担額や介護保険対象外費用についての内訳を記載してください。

④工事内訳書

*工事を行った箇所、内容、規模を明記し、材料費・施工費・諸経費等を適切に区分したものです。

*工事内容に変更がなく、特に指定の書式をお持ちでない場合で、同等の内容が明記されていれば事前申請時の見積書等で結構です。

⑤柏原市住宅改修費支給請求書及び口座振替依頼書（様式第4号）

⑥柏原市代理受領に係る住宅改修費支給請求書及び口座振替依頼書（様式第5号）

どちらかを提出

*完了報告及び支給申請の内容を市で審査後、被保険者に通知いたします。その結果に応じてご提出いただき住宅改修費の請求を行います。

*事前に登録のある事業所については、代理受領が可能です。（⑥の提出で代理受領が可能）

*様式第4号による請求の場合、請求者欄に申請者の住所および氏名を記載のうえ捺印をお願いします。（捺印もお願いします。）

*様式第5号による請求の場合、請求者欄（委任者）に申請者の住所および氏名を記載のうえ捺印をお願いします。また、事業者欄（受託者）には事業者の住所、名称及び代表者氏名を記載のうえ捺印をお願いします。（捺印もお願いします。）

*事業所の情報に関しては、事前の登録と相違がないか確認してください。所在地の変更や代表者の変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

*本来は支給決定後に提出いただく様式ですが、完了報告・支給申請時でもお預かりいたします。あくまでお預かりですので、受理ではございません。不支給決定の場合は無効といたします。

*住宅改修費の支給時期は、支給申請より2カ月程度です。

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告兼住宅改修費支給申請書（様式第3号）

様式第3号（第8条第1号関係）

**介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修
完了報告書兼住宅改修費支給申請書**

受付印

受付番号

柏原市長 様

事前申請の承諾のあった住宅改修が完了しましたので、関係書類を添付して報告します。
また、下記のとおり介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

令和 年 月 日

申請者 住所 柏原市安堂町1-55
(本人) 氏名 柏原 太郎

フリガナ	カシワラ タロウ	保険者番号	272211									
被保険者氏名	柏原 太郎	被保険者番号	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*
生年月日	明・大・昭 *年 *月 *日	性別	男 ・ 女									
住 所	大阪府柏原市安堂町1-55		電話番号 () - () - ()									
着工年月日	令和 年 月 日	完了年月日	令和 年 月 日									
施工業者名			電話番号									
住宅改修に要した費用(全額)	※費用の全額 円	介護保険給付対象額	※保険対象の金額	円(最高200,000円)								
負担割合	1割 ・ 2割 ・ 3割	支給申請額	※自己負担額を差引いた支給金額	円(最高180,000円)								
添付関係書類	①工事着工後の状態が確認できる書類(撮影日の差込のある写真等) ②当該工事にかかる領収書(原本)※市で複写後返却します。 ③工事内訳書 ④その他()											

※負担割合については**被保険者本人の負担割合証を必ずご確認ください。**
 ※代理受領により住宅改修費の給付を受ける場合は、住宅改修を施工する業者が市に介護保険代理受領登録を行っている必要があります。
 ※介護保険料を滞納している場合、代理受領による保険給付は受けられません。

【市使用欄】	ケアプラン作成	事業所番号 ()	諸経費	円
支払方法	介護度	介護	支援	種別 1号・2号
償還・受領委任	有効期限	年 月 日	~	年 月 日
			受付担当	

②工事着工後の状態が確認できる写真 ※P12 参照

◎変更届

事前申請の内容に変更があった場合は、住宅改修工事完了前に介護保険介護（介護予防）受託改修事前申請変更申請書（様式第2号）に変更内容の確認できる書類（見積書、図面等）を添付して申請し、再度承認を得てください。

○介護保険介護（介護予防）受託改修事前申請変更申請書（様式第2号）

様式第2号(第7条関係)

令和 年 月 日

申請者は被保険者本人です。

申請者 住所
氏名
電話番号

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請変更申請書

標記について、令和 年 月 日付けで事前申請をしました住宅改修について、次のとおり変更したく申請します。

記

行う被保険者	0000	氏名
(変更前後の内容を具体的に記載)		
変更前	変更後	

変更箇所・変更点・金額など記入してください。

変更理由はわかりやすく、具体的に記載してください。

余りにも大規模な変更や、設置個所の増加は事前申請からやり直していただくことがあります。理由書に記載されている、必要な内容の工事内での軽微な変更をさしますので、ご注意ください。

3 変更理由
(例) 壁の強度が予定より弱く、ベースがないと設置強度が期待できないため100mm延長して工事を行いたいから。

4 添付書類（見積書、図面等変更内容が確認できるもの）

市使用欄
上記の変更内容を確認してよろしいか。

		年	月	日
補佐	係長	担当者		

変更の内容が確認できる写真や見積書等を添付してください。

1.手すりの取付

「廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる『手すり』に該当するものは除かれる。」

〈付帯工事〉

「手すりの取付のための壁の下地補強」

(老企第34号より抜粋)

〈対象工事〉

◎手すりの取付

※手すりの移設は撤去費を含むため対象外

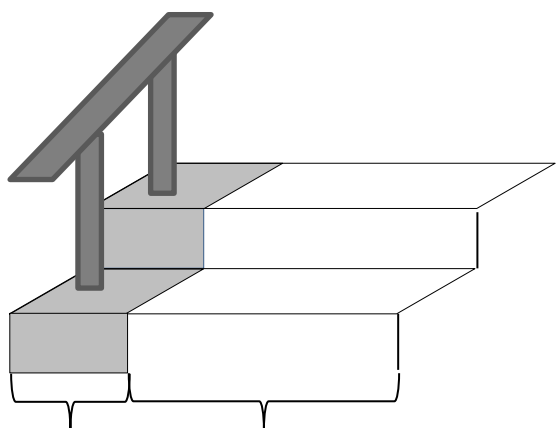
◎手すりの取付の妨げになる場合のコンセント、スイッチやホルダー等の移設

◎下地部材の取付

※外手すりなど、支柱タイプの下地として床のモルタル補修が必要な場合は支柱の根元部分のみ。ポーチや階段の踏面全面を行う場合は単なる補修のため対象外。(下図参照)

※壁の内側に下地を入れる場合のクロスは、天井まで張り替える工事は対象外。手すりに関する最低限の部分のみ対象。

※下地を入れるために壁を壊した場合の新規壁材は対象外。(小規模な工事とは言えない。)



保険対象

保険対象外

〈理由書のポイント〉

○身体状況をより具体的に記載する。

安心安全安定だけの表現では専門性に欠けます。

(悪い例)

つかまるところがない→手すり改善

(良い例)

下肢筋力低下によるふらつき

ひざ折れやひざの痛みなど

→身体支持や手すりへの加重、転倒防止による改善

○利用者の動線に基づく手すりの必要箇所(左右両側、縦横)がわかるように記載する。

浴槽や階段など両側(全面)に設置したいという希望が多いですが、身体状況に応じた理由が必要です。

(悪い例)

つかまるところがあれば安定して動作が行える左右にあればしっかりつかまれる等

(良い例)

片麻痺のため片側しか利用ができない。

昇りきる際に身体を引き寄せるために縦に設置等

○リハビリ、趣味のための移動に伴う目的では対象外です。

(例)健康維持、運動促進、読書、仏壇へ行く等

※日常生活に最低限必要な動作のための移動が目的でない対象外となります。

○住居への出入口は一か所です。

外出の際「玄関」と「勝手口」の両方を希望する方が多いですが、原則出入口は一か所です。

それでも必要な場合はそれぞれに必要な理由を具体的に記載してください。その上で適切か、市で判断します。

○代替措置を検討してください。

「二階へ荷物を取りに行く」、「寝室が遠くて困る」「洗濯物を三階に干しに行く」等

まずは荷物の移動、寝室・居室の移動を検討してください。トイレや浴室の配置や家族同居の都合など、理由がある場合は住環境についても詳しく記載しましょう。代替措置が可能な場合、日常生活に最低限必要な動作のための移動であってもそちらを優先してください。

※理由が書けない、書きにくいということは必要性について作成者が十分検討できていないとも考えられます。限度額が決まっていますので利用の際はよく検討してください。

〈見積書のポイント〉

○手すりの長さで整合性のある材料を選定しましょう。

○2個入の部材でも使用が1個ならば対象となるのは1個だけです。

△指摘事例△

- ・分けて利用する際に割高な長さを採用（2mを2本で4m分利用等）

〈平面図のポイント〉

○トイレや浴槽など、動作に関するものの位置や向きを記載してください。

○ドアの開閉方向も記載してください。

○屋内の場合、設置するフロアすべての平面図が必要です。

○屋外の場合、動線や概況が分かるような平面図が必要です。（写真もあればなお良い）

〈写真のポイント〉

○設置する壁だけを写すのではなく、関係する周辺もわかるように撮影してください。

（例）

トイレの手すり→トイレを含める
敷居を跨ぐ手すり→敷居を含める等

○複数の手すりを一枚にしないでください。
特に、長い手すりは分けて撮影してください。
※完了時には部材の確認も行うので注意してください。

△指摘事例△

- ・横受け・エンドカバー類が写っていない。
- ・影や反射・小さすぎて鮮明に写っていない。
- ・角や上部の部材が見切れている。
- ・理由書に指定した動作をしない位置に手すりを設置・移動している。

こんな場合は…

跳ね上げ手すり	跳ね上げでなくてはならない理由がわかること。
棒状以外の手すり	本人の身体状況によりその形状が必要だとわかること。 スライドバー付きシャワーフックは原則対象外です。
家具等への設置	設置する家具等が住宅に固定されていること。 戸や門扉等への設置は固定されず危険であるため対象外です。
既存の手すり	高さや長さだけが合わない場合は既存の手すりの部材が活用を検討してください。 既存手すりが根本的に合わない場合はその旨がわかること。 ※グラグラする、外れそうだから危険等は補修にあたります。（対象外）

2.段差の解消

「居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定される。

ただし、貸与告示第八項に掲げる『スロープ又は購入告示第三項第五号に掲げる『浴室用すのこ』を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置することは除かれる。」

〈付帯工事〉

「浴室の床の段差解消（浴槽の床のかさ上げ）に伴う給排水設備、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ちあがりの設置」

（老企第34号より抜粋）

〈対象工事〉

◎式台（踏み台）、スロープ設置

※住宅に固定されていること

◎階段の新設、蹴り上げを低くするための段を増やす。

◎床上げ、床下げ

※床材、床下げ部分のクロス、浴室等の給排水設備（床に伴う場合のみ）、工事に付随する戸の加工や交換

◎敷居の撤去

※工事に付随する戸の加工や交換

◎屋外の段差解消や平面化、傾斜解消

（例）

砂利・敷石等→アスファルト等

〈スロープの留意点〉

柏原市ではスロープ勾配について厳密に制限はありませんが、明らかな急勾配や不自然な傾斜の場合は細かい確認や現地での確認を行う場合があります。

屋外スロープの勾配は、歩行で1/8以下、車いすで1/12（介助）～1/15（自走）が目安です。（建築基準法、新バリアフリー法による）

※建築基準法施行令

～階段が変わる傾斜路は

①勾配は1/8を超えないこと

②表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げる

できるかぎり条件を満たすように工事を行ってください。

〈理由書のポイント〉

○段差を解消する手段（スロープ、敷居撤去、床を上げるのか下げるのか）を明確にする。

○身体的な状況を明確に記載してください。

（悪い例）

段差が高いから低くしたい

（良い例）

下肢筋力の低下で足が上がりきらない。人工股関節のため跨ぎ動作に痛みがある。段差が高く、踏み込めずにふらつく等

〈見積書のポイント〉

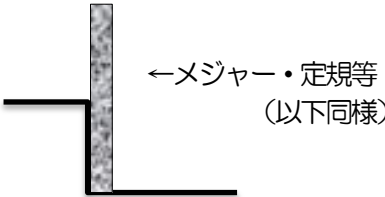
○設置物、工事範囲のサイズを明確にしてください。（平面図や写真に記入しても可）

○対象工事と対象外工事は明確に分けてください。「一式」などの表記の場合、内容について確認し、まとめすぎている時は分けて記載していただきます。

○段差は段差の工事だけで項目を作成しましょう。手すりを付けるとしても分けて記載してください。

<写真のポイント>

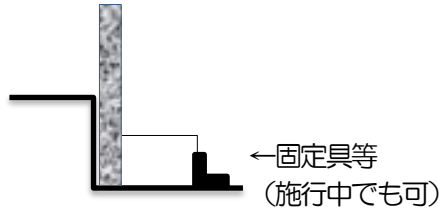
○事前申請



←メジャー・定規等
(以下同様)

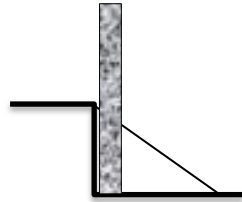
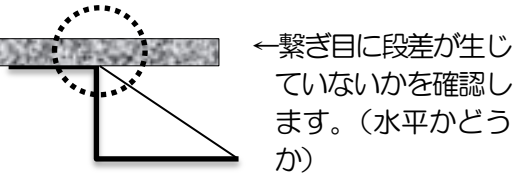
○事後申請

- ・踏み台の設置



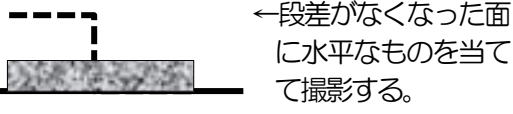
←固定具等
(施行中でも可)

- ・スロープ等の設置 (傾斜)

←繋ぎ目に段差が生じていないかを確認します。(水平かどうか)

- ・敷居撤去、床上げ (下げ)



←段差がなくなった面に水平なものを当てて撮影する。

※段差が残る場合は踏み台と同様に残った段差がわかるように撮影する。
※施工箇所全体を撮影する。

※あくまで一例ですので、ご不明な点等ございましたら事前に市に確認してください。

△指摘事例△

- ・施工箇所の一部しか写っていない。
- ・メジャー等が読み取れない。
- ・固定具が確認できない。
- ・水平かどうか確認できない写真

こんな場合は…

- ・階段の踏み板や上がり框を広げる拡張工事
→原則対象外です。
- 本人の自立支援や、身体的状況から明確な理由が判り、必要と判断できる場合は対象となることもあります。

3.滑りの防止及び移動の円滑化のための 床または通路面の材料変更

「居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。」

〈付帯工事〉

「床材の変更のための下地の補修や根太の補強
又は通路面の材料の変更のための路盤の整備」

(老企第34号より抜粋)

〈床材の変更の留意点〉

リフォームや改築に伴う床材の変更は介護保険の対象にはなりません。本人の身体状況に応じた改修を検討してください。

システムバス等工事一式のうち一部が対象となる場合の床材の変更も対象とはなりますが、使用する部材の按分を行う必要がありますのでご注意ください。

〈対象工事〉

～屋内～

◎フローリング、畳→滑りにくい床材

◎カーペット→フローリング

◎フローリング→クッションフローリング

◎階段の滑り止め材

◎上記に伴う下地補修等

※保湿性向上のための断熱材は対象外

※身体状況に応じて、滑りをよくする変更も可能です。(車いす、歩行器等)

～屋外～

◎滑り止めマットの設置

◎刷毛引き加工

◎下地補修(付帯工事)

〈写真のポイント〉

○部屋全体の場合は、可能な限り床全面を撮影してください。(家具等はよけて撮影)

○階段は各段の接地面がわかるように撮影してください。

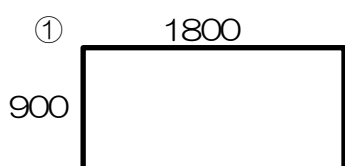
○同じ場所に複数の工事を行う場合でも工事ごとに撮影してください。

滑り止め床材の注意点

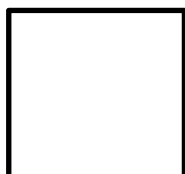
○設置箇所に対して使用する部材量が適切かどうかを審査します。

- ・設置箇所のサイズを平面図、写真、見積書等に明記してください。
- ・見積書には、使用する部材の規格と数量を明記します。

(例) 規格床材サイズ (mm)

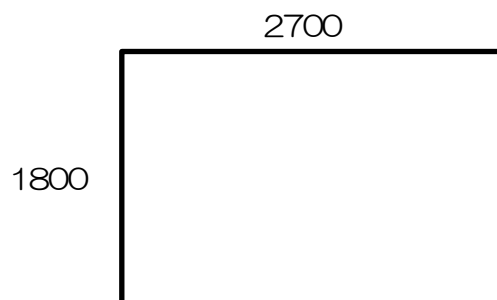


② 1000×1000～



(例) 見積書

施工場所 居室 (mm)



①採用の場合
3枚利用で施工可能なので
見積書には
居室(1800×2700) 数量3枚 金額
を記載してください。

②採用の場合
按分が必要となるため
見積書には
居室(1800×2700) 数量4.86㎡ 金額
※1㎡の単価を算出し使用分だけを積算して
ください。

または6枚と表記しても構いませんが6枚分の金額を記載しても訂正となりますのでご注意ください。あくまで按分した数値を記載してください。

種類	写真	場所	名称	規格	数量	単位	金額(円)	単価	根拠
3	1	居室	床材①	1800×2700	3	枚	15000	5000円/枚	5250円/枚
3	1	居室	床材②	1800×2700	4.86	㎡	15000	3087円/㎡	3500円/㎡
3	1	居室	床材②	1800×2700	6	枚	15000	3087円/㎡	3500円/㎡(枚)

あくまで一例です。
価格やサイズによってはさまざまなケースがありますので、ご不明な点がある場合は事前に市にご確認してください。

4 引き戸等への扉の取替え

「開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替のほか扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。」

〈付帯工事〉

「扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事」

(老企第34号より抜粋)

〈対象工事〉

◎扉の取替え

開き戸→引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン

※身体状況にあわせて検討すること

◎扉の材質変更

※重い扉の一部を軽い素材に変更する

◎扉の向きの変更

◎扉の撤去

◎ドアノブの変更

◎戸車の設置

※重い扉の滑りをよくする材の設置等

◎扉の位置の変更

※車いすや歩行器利用の方で自立支援につながること(間口を広げるだけは対象外)

◎扉の新設

※位置の変更より費用が低廉に抑えられる
※車いすや歩行器利用の方で自立支援につながること

◎扉の取替えに伴う壁又は柱の補修

※扉周りに限る

〈理由書のポイント〉

○身体状況を必ず考慮し、自立支援につながることを記載してください。

(悪い例)

開き戸だと通路が狭くなり動きにくい
取手を持ちにくいから

(良い例)

開き戸を開ける際、煽られてしまい後傾するが下肢筋力低下のため転倒の危険がある。
右手にマヒがあり握力の低下、握りにくさがある。など

○「位置の変更」の場合、扉通過の必要性・動線が取れない現状、安全性に乏しい理由等を提示してください。

○スペース確保、間口を広く、緊急時のためなどの介護保険住宅改修の主旨に添わない理由は認められません。

〈見積書のポイント〉

○「新設」の場合は「位置の変更」に比べて低廉であることがわかるような見積書が必要です。(明らかな場合を除く)

○扉の取替えが対象ですので、既存となる扉(不具合がある扉)が無い場所への新規設置は対象外です。

〈平面図のポイント〉

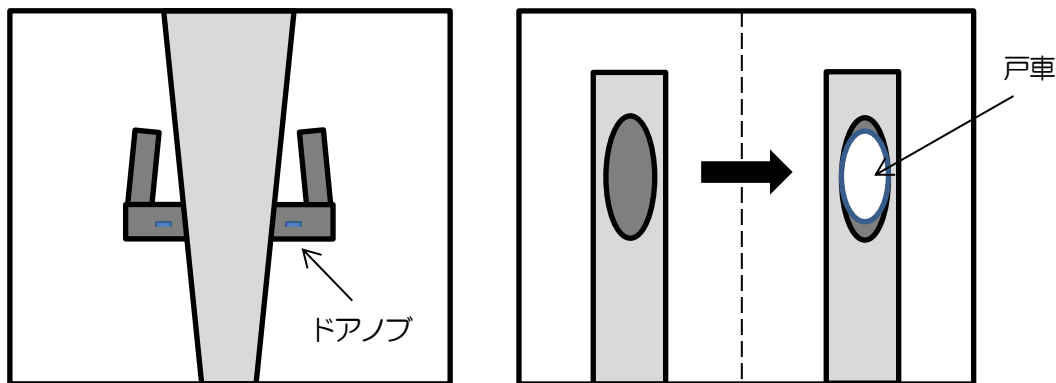
○理由書で確認できる動線がわかるようにしてください。どの部屋へ行くときにどのように開閉するのか、部屋の名称やドアの向きがわかるようにしてください。

※写真では確認しにくいことがあります・

〈写真のポイント〉

- ドアノブの変更は表と裏の両面の変更がわかるように撮影してください。
 ※一枚で納めたい場合は開いた状態を横から撮影してください。
- 戸枠を外す場合などは事前に撮影してください。
- 戸車の設置は、戸の設置前、戸車の取付前後に撮影してください。

(写真の例)



こんな場合は…

<p>アコーディオンカーテン以外のカーテンへの変更</p>	<p>基本的に扉とは言えないので対象外ですが</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居室のプライバシーの保護のため ②室温の維持、保持のため ③耐久性に問題がない <p>などの項目が考慮される場合に限り対象となります。</p> <p>詳細については理由書に記載し、事前に相談してください。</p>
<p>引き戸に取手をつける</p>	<p>そもそもドアノブがないので変更にはあたらないため対象外です。</p> <p>身体状況に応じてケアハンドル等の取付は検討しますが、理由書に詳細を記載してください。</p>
<p>万が一に備えて開き戸を折れ戸に変更</p>	<p>日常生活動作における必要性が認められる改修のみが対象となるので利便性や緊急時のための設置は対象外です。</p>

5.洋式便器等への便器の取替え

「和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる『腰掛便座』の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替は含まれるが、すでに洋式便器である場合これらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。」

〈付帯工事〉

「便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替に伴う床材の変更」

（老企第34号より抜粋）

〈対象工事〉

◎和式→洋式

◎洋式→洋式

- ・便器の高さの変更
- ・便器の向きの変更
- ・便器の大きさの変更

※いずれも自立支援につながる事

便器の取替えであるため、基本的に壁付けタンクや洗浄機付き便座への変更は対象外となります。ただし、一体型便器へ変更する場合は対象となります。

〈理由書のポイント〉

○現状のトイレをどうしたいのか記載します。身体状況にあわせて、必要な理由を記載してください。

○老朽化や単なる利便性のための改修は対象となりません。

〈見積書のポイント〉

○「便座の高さの変更」の場合、座面から高さがわかるよう床からメジャー等をあてた写真を撮影してください。（施工前後の高さが比較できるようにしてください。）

○便器の位置や向きなども変更前後で比較できるような写真を撮影してください。

〈写真のポイント〉

○一体型便器へと変更するときは「一体型」であることがわかるように型番やカタログの写しを添付してください。

○付帯工事として行う工事でも対象の工事と対象とならない工事とをわけて記載してください。

〈平面図のポイント〉

○現在のトイレの向き、位置がわかるように記載してください。

※写真では確認できないこともあります。

こんな場合は…

<p>くみ取り式和式便器から水洗式洋式トイレへの変更</p>	<p>本体とともに工事は行われますがこの時の水洗化工事は対象外です。 あくまで、和式から洋式（すでに水洗式になっている状態）に交換する場合に給水管の長さや位置を変更する工事が対象となります。</p>
<p>ウォシュレット機能付きの洋式便器への変更</p>	<p>和式トイレからの変更において普及状況を考慮してウォシュレット機能付きの便座の場合は必要性が認められる場合のみ対象とします。（高額にならないかも重要な問題です。） ただし、電源確保のための電気工事は付帯工事とはなりません。</p>
<p>洋式便器からさらに高さのあるものへの変更</p>	<p>洋式便器をかさ上げする工事は対象です。 便器を取り替えての工事は特定福祉用具購入で補高便座を検討し、それでも不都合な場合、適切な理由があれば対象とします。</p>
<p>個室のスペースを確保したい</p>	<p>車いすの利用が開始され、現状のスペースでは生活が困難な場合はスペースの確保として認められます。単に狭いから、介助者のためのスペース確保は給付の対象になりません。同様に男女の仕切りがあるタイプのトイレの壁の撤去なども状況に応じて認められます。 いずれにしても、身体的な状況や介助状況、間取りなどわかりやすくしてください。</p>

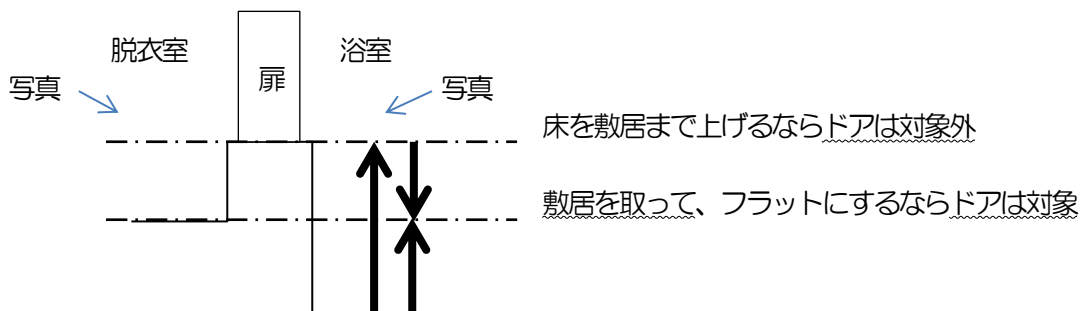
～応用編～ システムバス等の設置

浴室の段差解消等を目的とする場合、システムバス等の一部が住宅改修費の支給対象となります。
以下のように、ケアマネジャーによる理由書の指示に基づき、対象となる部材の価格が分かる部材価格表の提示があった場合に対象となります。

◎支給対象となる改修項目と留意点

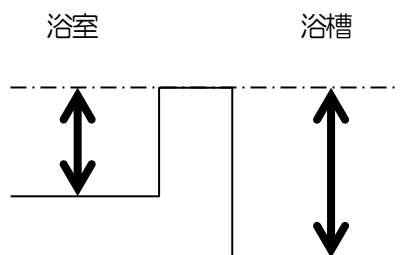
部材	改修項目	理由書	写真
手すり	1.手すりの取付 ○現状不足しているものに限ります ○スライドバーは介護保険の対象とならない機能が付加されているので原則対象外です。	○通常の手すりと同様	○施工前 必要な箇所に手すりが付いていないことがわかるようにする。 ○施工後 必要な箇所に手すりが付いていることがわかるようにする。
浴槽	2.段差の解消 ○またぎ（浴槽内外の段差）の高さ解消 ○洗い場床と浴槽床の落差解消	○またぎを低くしたいのか、床の落差を解消したいのか明確に記載する。	○施工前後 またぎ部分（内外）にメジャー等を当てて撮影する。（P28 参照）
浴室の床材	2.段差の解消 ○脱衣所と浴室の床面の違いによる床の上げ下げ	○床上げなのか、床下げなのかわかるように記載する。	○施工前後 メジャー等を当てて撮影し浴室内外の段差がわかるようにする。（P20 参照）
	3.床材の変更	○通常の床材と同じ	○床全面
ドア	2.段差の解消（付帯工事として）	-	○段差の解消による影響がある位置にドアがあることがわかるようにする。
	4.扉の取替え	○通常の扉と同じ	○扉全体を撮影する。

◎ドアが付帯工事となる例



必ず浴室の外（脱衣所側）と浴室内からの写真が必要です。
段差がわかるようにメジャー等をあてて撮影してください。（P20 参照）

◎またぎ部分のスケール



左図のように2カ所測ります。

このまたぎが小さくなるか、浴槽の底が上がる等が段差の解消として扱うことができます。

◎理由書の指示

システムバス等の改修としてまとめて記入する方が多いですが、改修箇所それぞれに明確な理由を記載してください。施工箇所と記述内容が整合していない場合、介護保険の給付対象外となります。

(例)

手すり：移動の際、浴槽への出入り、立ち座りに対しての理由を記述する

段差：床の上げ下げ、敷居の撤去、浴槽のまたぎの変更に対しての理由を記述する。

扉の取替え：折れ戸等への変更に対しての理由を記述する。

◎部材価格表

見積りのような形でそれぞれの部材の定価がわかるようにします。

以下のような参考資料を用意してください。

(株)*****作成

品名	型番	定価(円)	納入価格(円)	備考
浴槽	Y-BT01	120,000	96,000	申請対象
洗い場(床)	Y-BW02	100,000	80,000	申請対象
ドア(付帯工事)	Y-DR01	58,000	46,400	申請対象
手すり	D-123	32,000	25,600	申請対象
シャワーバー	D-120	30,000	24,000	申請対象外
天井パネル		90,000	72,000	申請対象外
壁パネル		200,000	160,000	申請対象外
合計		630,000	504,000	

○申請書の「工事費積算書」等の価格が部材価格表の金額と整合があるかを確認します。

○解体費用等、改修に伴う工事費用等は部材価格表の対象となる部材価格の按分率から算出します。

(例) 上記工事全体の工事費(解体費用含む)が100,000円だった場合
 $100,000 \text{円} \times \frac{\text{申請対象部材の合計額}}{\text{納入価格合計}} = \text{申請対象の工事費}$
 (248,000円) (504,000円)

つまり按分後の申請対象の工事費は49,206円(上限)となります。

◎理由書作成手数料について

介護保険住宅改修の申請をするためには、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員、有資格者による住宅改修の理由書が必要になります。柏原市では、地域支援事業の福祉用具・住宅改修支援事業の一環として、他に居宅介護サービス等の利用がないなど、居宅介護支援事業費等の給付がない方への理由書作成について、1件あたり2,000円を支給しています。

ただし、担当のケアマネジャーがいる場合には原則その担当者が作成してください。（この場合、理由書作成料は支給されません）

〈対象となる理由書〉

- ・理由書作成日の属する月の前後ひと月ともにケアプランを作成していない利用者への理由書
- ・理由書作成日の属する月の前後ひと月のいずれかにケアプランを作成しているが、それぞれ異なる事業所で作成されている場合

〈請求できる事業者〉

- ・居宅介護支援事業所および地域包括支援センターを運営する法人
- ・介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有するもの

〈支払いの流れ〉

請求書を提出する。

※完了届（支給申請）提出時に同時に提出してかまいません。



市で、請求について確認作業を行います。
（柏原市では主に偶数月の頭に処理を行っております。）



処理後、同月末頃支払予定となっております。

※事務処理の関係上、支払いの月が遅れることがあります。ご了承ください。

※支払額や不支給の場合等の通知はありません。

申請様式は柏原市のホームページに掲載しております。

〈注意事項〉

請求者と振込先が異なる場合はご注意ください。一致または関係性が明らかでない場合は支給できません。

事業所番号があれば必ず記載してください。（介護専門員以外の有資格者作成の場合は事業所番号の有無は問いません。）

請求者が個人や事業者で、振込先を法人等の口座で請求する場合は請求書の「事業所名称」に法人名（口座名義）を記載してください。また法人の印鑑を利用してください。

例) 請求者が居宅介護支援事業所で法人振込を希望する場合

「事業所名称」 (株)〇〇 △△居宅介護支援事業所 +法人印

「振込先」 (株)〇〇

◎参考文献

- 1.介護保険法
- 2.介護保険法施行規則
- 3.厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修等の支給に係る住宅改修の種類
(平成 11 年 3 月 31 日号外厚生省告示第 95 号)
- 4.居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額
(平成 12 年 2 月 10 日号外厚生省告示第 35 号)
- 5.介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額
(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 39 号)
- 6.厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
(平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号)
- 7.厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類
(平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 95 号)
- 8.介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
(平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号)
- 9.居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について
(平成 12 年 3 月 8 日老企第 42 号)
- 10.「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改定等に伴う実施上の留意事項について
(平成 21 年 4 月 10 日老振発第 0410001 号)
- 11.介護サービス関係Q&A集 (厚生労働省HPより)
- 12.「介護保険における住宅改修実務解説」
公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理センター